

浜松市規則第10号

浜松市児童相談所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

浜松市児童相談所長に対する事務の委任に関する規則(平成19年浜松市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任事務) 第2条 次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(9) (略) (10) 令第 <u>33条</u> の規定による通知に関すること。 (11) (略)	(委任事務) 第2条 次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(9) (略) (10) 令第 <u>32条</u> の規定による通知に関すること。 (11) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(あらし)

この規則は、児童福祉法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。